

理事長と記者との懇談会（2月13日）理事長発言要旨

広報部広報課

1. 日時 令和2年2月13日（木）13:25～13:30

2. 概要

松本恒雄理事長より、以下について発言。

（1）エストニア共和国 Consumer Protection and Technical Regulatory Authority との「国際取引の消費者相談に関する相互協力のための覚書」の締結について
国民生活センターは、エストニア共和国 Consumer Protection and Technical Regulatory Authority、消費者保護と規制を両方やっている機関との間で、「国際取引の消費者相談に関する相互協力のための覚書」を締結し、本年2月10日に、首相官邸において、首脳会談で来日されたラタス首相と安倍総理大臣同席のもと、在日エストニア大使館の Väino Reinart（ヴァイノ レイナルト）特命全権大使との間で覚書の交換をした。

エストニアの消費者保護・技術規制庁はエストニア政府によって設立された機関で、消費者保護の他に、市場の監視、建設、通信の分野を所管しており、上部組織は経済通信省という組織になる。さらにエストニアの事業者との国内外の消費者との間の紛争処理を独立して行う消費者紛争委員会（Consumer Dispute Committee）を運営している。

覚書では、両者間の国際取引において生じる消費者トラブルを円滑に解決するために、相互に協力して対応することとしている。これで CCJ と提携している機関は 15 機関、カバーしている国と地域は 26 になる。

国民生活センターでは、今後も海外の消費者相談機関との連携等を通じて、国際間の消費者トラブルの解決に向けて取り組んでいく。

以 上